

保険診療を行い、診療報酬請求を行うためには各点数の算定要件を満たす必要があります

【医師が悪性腫瘍患者を診察】



【腫瘍マーカー検査実施】



経過観察のため血液検査の実施

診療報酬のルールでは・・・

悪性腫瘍特異物質治療管理料は、悪性腫瘍であると既に確定診断がされた患者について、腫瘍マーカー検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

悪性腫瘍特異物質治療管理料が算定可能？

悪性腫瘍患者



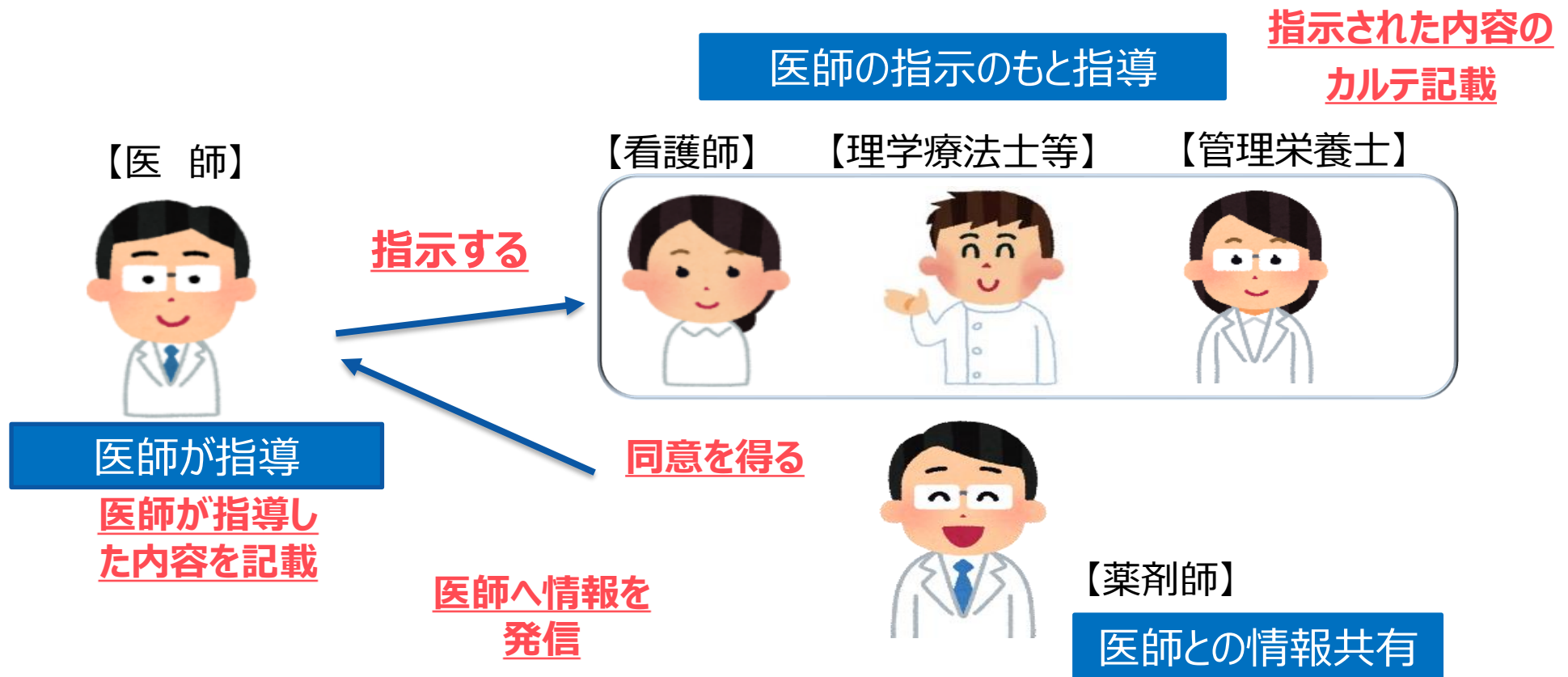
腫瘍マーカー検査



検査結果に基づく
治療管理

腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点を診療録に添付又は記載する

医師自らが指導又は医師の指示のもと、各職種が指導する際のカルテ記載
についても明確にする必要があります



どのような「指示」で、「誰」が指導等を行ったのか明確に!!